

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2024-018

申 立 人：X

申立人代理人：弁護士 山本 衛

同 紙尾 浩道

被 申 立 人：公益社団法人日本クレイ射撃協会（Y）

被申立人代理人：弁護士 栗山 陽一郎

同 大畑 雅明

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 被申立人が遅くとも 2025 年 2 月 7 日までになした、申立人を男子スキート競技における 2024 年度強化指定選手として取り扱わない旨の決定を取り消す。
- 2 申立人のその余の請求を却下する。
- 3 仲裁申立料金 55,000 円は、被申立人の負担とする。

理 由

第1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 変更前の請求の趣旨
 - i 被申立人が遅くとも 2025 年 1 月 1 日までになした、申立人を男子スキート競技における 2024 年度強化指定選手として取り扱わない旨の決定を取り消す。
 - ii 被申立人は、申立人を男子スキート競技における 2024 年度強化指定選手として取り扱え。
 - iii 仲裁申立料金は被申立人の負担とする。
 - (2) 変更後の請求の趣旨
 - i 被申立人が遅くとも 2025 年 2 月 7 日までになした、申立人を男子スキート競技における 2024 年度強化指定選手として取り扱わない旨の決定を取り消す。
 - ii 被申立人は、申立人を男子スキート競技における 2024 年度強化指定選手として取り扱え。
 - iii 仲裁申立料金は被申立人の負担とする。

2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

- (1) 変更前の請求の趣旨に対する答弁
 - i 申立人の請求を却下又は棄却する。
 - ii 仲裁申立料金は、申立人の負担とする。
- (2) 変更後の請求の趣旨に対する答弁
 - i 申立人の請求を却下又は棄却する。
 - ii 仲裁申立料金は、申立人の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、被申立人が、遅くとも 2025 年 2 月 7 日までになした、申立人を 2024 年度の男子スキート競技における強化指定選手として取り扱わない旨の決定（以下「本件決定」という。）の取消し、及び、被申立人に対し申立人を 2024 年度特別強化チーム男子スキート種目における強化指定選手として取り扱え、との仲裁判断を求めた事案である。

第3 判断の前提となる事実

本仲裁において、当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨に基づき容易に認められる事実は、以下のとおりである。

1 当事者

- (1) 申立人は、クレール射撃の選手で、2024 年 7 月 1 日付けで被申立人の 2024 年度特別強化チームの男子スキート種目における強化指定選手（以下「2024 年度強化指定選手」という。）であり、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 3 条第 2 項にいう「競技者等」に該当する。申立人の 2024 年度強化指定選手としての期間は、2024 年 7 月 1 日から 2025 年 10 月 19 日までである。
- (2) 被申立人は、日本国内におけるクレール射撃競技を統括する公益社団法人であり、規則第 3 条第 1 項第 5 号にいう「競技団体」に該当する。

2 仲裁合意

被申立人の倫理規程第 5 条第 8 項において、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対する異議申立てについては、処分取消しのみならず、選手選考や協会が決定したあらゆる事項が対象となると定めている（甲 1）。

3 本件決定に関する経緯等

- (1) 2024 年 10 月頃、被申立人の会長（代表理事）に対して、2019 年に申立人が日本国内のクレール射撃場内で起こした事件（以下「本件事件」という。）の情報提供があっ

た。同月 16 日、被申立人の会長、被申立人の理事で総務委員長の A、同じく理事で強化委員長の B 及び強化事務担当の C が対応を協議し、同月 20 日に実施される 2024 年度全日本選手権大会の競技終了後、B 及び理事で強化委員会委員である D が、本件事件について、申立人から事情を聴取することとなった。

- (2) 同月 20 日、前記全日本選手権大会の競技終了後、B 及び D が、申立人に対し面談（以下「本件面談」という。）の実施を求め、申立人はこれに応じた。
- (3) 本件面談は、前記全日本選手権大会の競技場の建物内の和室で行われ、申立人、B 及び D のみで実施された。
- (4) 本件面談では、申立人が 2019 年に日本国内のクレール射撃場内で起こした事件（以下「本件事件」という。）に関する事情聴取が行われた。
- (5) 本件面談で、申立人が本件事件を認めたことから、B 及び D は申立人に対し、2024 年度強化指定選手を辞退することを提案した。
- (6) 申立人は、B 及び D に対し、本件面談の場で、2024 年度強化指定選手の辞退届（甲 4。「以下「本件辞退届」という。）を提出した。
- (7) 2024 年 11 月 21 日、H 県クレール射撃協会会長 E より、被申立人アスリート委員会委員長 F に対し、本件辞退届に関する相談があった（甲 16、乙 17）。
- (8) 同年 12 月 7 日、前記 F が申立人に対して、前記 E 同席の上、本件辞退届に関してヒアリングを実施した（甲 16、乙 17）。
- (9) 同月 10 日、申立人は代理人弁護士を通じて、被申立人に対し、申立人が本件辞退届を提出したのは、B からの強要によるものであること等を理由に、申立人の真意に基づくものではなく無効であり、申立人を 2024 年度強化指定選手として取り扱うよう申し入れる書面（以下「本件申入書面」という。）を送付した（甲 5）。
- (10) 2025 年 2 月 7 日、被申立人は、申立人に対し、本件辞退届はその有効性に疑義が生じる事実関係は認められず、本件辞退届は有効であって、申立人を 2024 年度強化指定選手として取り扱うことはできないとの回答書（以下「本件回答書」という。）を送付した（甲 6）。

第4 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり。

第5 当事者の主張

1 本案前の主張

(1) 被申立人の主張

i 本件決定の決定該当性について

被申立人は概要、以下の理由を述べ、本件決定は規則第 2 条第 1 項の「決定」に該当しないと主張する。

過去の仲裁例において、スポーツ仲裁の対象となる「決定」(規則第2条第1項)に該当するか否かは、競技団体の当該行為の形式・名称・手続によって判断されるべきではなく、当該行為が、競技者等の地位に実質的な影響を及ぼすものであるか否かという基準で判断されるべきとされている(JSAA-AP-2022-014号等)。さらに、「決定」には、名宛人となる競技者等の地位に影響を与える競技団体又はその機関の意思表示が含まれるとされている(JSAA-AP-2020-003号等)。

本件回答書は、申立人による本件辞退届の撤回の要望に対して強化指定選手ではないとの被申立人の認識を伝えたもの(観念の通知)であり、意思表示とは異なる。申立人が強化指定選手ではないという地位は自ら提出した本件辞退届が受理された2024年10月20日時点で確定しており、規則上の根拠のない撤回の申入れに対して行った2025年2月7日時点の本件回答書の送付は、申立人の地位に何らの影響も与えていない。したがって、本件回答書の送付は申立人の地位に影響を与える意思表示ではない。

また、自ら強化指定を辞退して競技者としての地位に影響を与える行為を行っておきながら、これを撤回する旨を申し入れた場合に、競技団体による回答がすべて「処分」に該当するとの解釈は、あまりに競技団体に無理を強いる不合理なものである。具体的には、競技者等からの地位に関わる問い合わせに対する競技団体の対応が「決定」に該当する可能性を踏まえて、規程類を整備するとともに、そのような問い合わせについては、事前の聴聞手続を実施し、理事会等の機関決定を行う必要がある。このような運用は、事務処理の迅速性が著しく失われ、競技団体によっては問い合わせを無視せざるを得なくなり、終局的には競技者等の利益を害する。

さらに、強化指定選手の辞退の撤回を認めることは、繰り上げで強化指定選手として選ばれる代替選手に著しい混乱を生じさせる。

加えて、スポーツ界において、辞退に対する撤回及び不服申立てを認めるような定めは存在しない。

ii 申立期限について

規則第13条第1項は、「仲裁の申立ては、申立人が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない」と定め、仲裁の申立てとして記載すべき事項には、①請求の趣旨(求める救済内容)や②請求を根拠づける具体的な理由及び証明方法が含まれている(規則第14条)。本件において、申立人が申立ての趣旨を「遅くとも2025年2月7日までになされた、申立人を男子スキート競技における強化指定選手として取り扱わない旨の決定」とし、申立の理由について主張したのは2025年10月7日であり、2025年2月7日付けの本件回答書の送付から6か月以上を経過しており、申立ての期限を徒過している。

なお、申立人は2025年6月13日付け申立人第3主張書面(7頁)において、本件回答書の送付が「決定」と解釈することが可能と考えながらも、これを申し立てていない。むしろ、そのように解釈するには規則第17条の申立ての変更が必要である旨を述べており、明示的に申立ての対象から除外している。また、この記載は規則第14条に定める仲裁の申立てとして記載すべき事項に不足があるため、これをもって同条の申立てがあったとは認められない。

iii 申立ての利益について

本件回答書の送付に係る決定を取り消したとしても、申立人は2024年度の強化指定選手の地位に戻るのではなく、強化指定選手の辞退の撤回を申し出た元強化指定選手の地位に戻るにすぎない。しかしながら、既に2024年度強化指定選手の期限(2025年10月18日及び同月19日に行われた全日本選手権終了まで)を経過していることにより、申立人が被申立人の2024年度強化指定選手の地位に戻る可能性は失われており、申立人には回復すべき権利ないし地位は存在しない。したがって、申立人には申立の利益がない。

申立人は、将来の強化指定選手の選考及び海外大会への派遣にあたって影響が生じることを懸念しているが、本仲裁時点での強化指定選手の選考基準は基準点を超えたか否かであり、過去の強化指定の辞退歴は考慮されない。したがって、未だ本件回答書の送付が申立人の被申立人内での地位を脅かしているものとはいえない。

(2) 申立人の主張

i 本件決定の決定該当性

「決定」該当性はスポーツ団体の行為の形式にかかわらず、競技者の地位に影響を与えるかという実質的な基準に基づいて判断される。本件回答書のプロセスは、①2024年10月20日に申立人から本件辞退届を受領する、②同年12月10日に申立人から被申立人に対し、本件辞退届の無効の主張と強化指定選手復帰の要請を受領する、③2025年2月7日までの間に、申立人の主張を認めず強化指定選手への復帰の要請を認めないとの意思決定をする、④同日付で本件回答書を発出するというものにほかならない。申立人の要請を認めないとの意思決定は、申立人の地位に影響を及ぼすことは明らかであり、これが申立人に初めて伝えられたのは2025年2月7日であるから、これに「決定」該当性が認められることに何の疑義もない。

ii 申立期限について

規則第17条には、申立の変更について客観的な期間制限を定める規定はなく、不適当と考えられる場合は仲裁パネルにおいて許可しない決定が可能であり、不当な申立変更はこれにより防がれる。

本件の申立ての変更は、もともと申立期間内に行われた本件仲裁申立てにかか

る請求とその基礎を同一にして本件決定があったと考えられる時期を拡張したに過ぎず、申立人の強化指定選手の地位及び本件辞退届の取扱いを巡る紛争であることは変わらない。そうだとすれば、本件仲裁申立てによって申立人の強化指定選手の地位、本件辞退届の取扱いについては紛争状態となったのであるから、その紛争の継続中に、これと同一性のある限度で申立てを拡張したとしても、被申立人の利益を害することはない。

iii 申立ての利益について

先例において、申立ての利益について「その利益は民事訴訟法が求める程度の利益までは必要とせず、申立人に、仲裁を通じて具体的な権利保護（法的な利益に限られない）が期待できる程度の利益が存するかどうかで判断すべきである」としている（JSAA-AP-2023-009）。

申立人が本件事件を理由として本件辞退届を書かされ、本件辞退届の無効と強化指定選手への復帰を求めたのに本件事件を理由としてこれを認めなかったとの経過は、今後申立人が被申立人の協会内で強化指定選手に選考されるか、海外大会への派遣の対象となるかなど大いに影響する。2024年度強化指定選手の期限が2025年10月だったとしても、未だなお、本件決定が申立人の被申立人内での地位を脅かしており、申立ての利益は認められる。

2 本案の主張（請求の趣旨1について）

(1) 申立人の主張

申立人は、本件決定が取り消されるべき理由として、①被申立人の制定した規則に違反している、②決定に至る手続に瑕疵がある、③著しく不合理である、と主張し、概要、以下のとおり述べる。

i 規則違反について

本件決定は、申立人が被申立人に対して「本件辞退届が無効であり強化指定選手と取り扱う」よう求めていることに対する応答として、「本件辞退届は有効であり、申立人を強化指定選手として取り扱うことができない」と通知しているものであり、これによって、申立人が強化指定選手という地位を失わしめる（又はそのことを確定する）ものであるから、申立人の地位に実質的な影響を及ぼすものである。

これは一種の不利益処分であるところ、このような不利益処分を正当化する被申立人の規定は見当たらない。根拠規定もなく強化指定選手の地位を奪うことは正当化されず、実質的に本件決定は国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合にあたる。

ii 決定に至る手続に瑕疵があることについて

本件決定をするか否かの判断にあたっては、申立人の真意を再度確認することは必須であり、その前提として、B及びDとの面談状況も、両理事に確認するだ

けではなく、申立人にも主張の機会を与えるべきであった。

しかし、2024年12月10日に、本件辞任届が申立人の真意に基づくものではなく無効であり、申立人を強化指定選手として取り扱うよう申し入れた本件申入書を被申立人に送って以降も、申立人は、被申立人から本件辞任届に関する真意を尋ねられたり、本件面談の様子を話したりする機会は一度もなかった。本件決定にあたり、前提となる十分な事実調査や、対象者である申立人への弁明の機会付与といった基本的な適正手続を欠いていたというべきであり、本件決定には決定に至る手続に瑕疵があるといえる。

iii 決定が著しく不合理であること

本件回答書には、「事実関係を確認」との記載があるがいかなる範囲の確認をしたのか不明であるし、少なくとも当事者である申立人には一切の確認がなされおらず、本件決定に関し不十分な調査しかしていない。本件辞退届はB及びDの言動により、自らの意思に反して、本件辞任届を提出することを事実上強要されたものである。申立人は狭い和室で滞留させられ、退出することもできず、BやDが自分のためを思って話しているとは到底感じられない雰囲気の中で、辞退届を提出しない場合には、選手生命が脅かされたり、協会から追放されるかのような脅迫的言動を聞かされ続けていたものである。当時から申立人の真意は強化指定を辞めたくないというものであって、本件面談中LINEでトレーナーに助けを求め(甲15)、本件面談後は直ぐに電話をかけて相談を始めている。翌日にはH県クレ射撃協会のEに相談するなど本件辞任届が真意とは別のところにあったことは優に明らかである。本件申入書が被申立人において検討されるに至ったのであるから、容易に辞任届の有効性に疑義が生じる事実関係が生じたといえ、これを十分に調査したり申立人に真意を確認したりすることなく、一方的に本件辞退届の有効性に疑義がないなどとしたことは、決定の内容として著しく不合理である。

また、本件決定には、本件事件についての言及があるところ、実質的には本件事件を理由とする強化指定選手の不利益処分でもあるといえ、著しく不合理な決定である。

さらに、被申立人が主張する、本件辞退届は、BやDが申立人のために選択肢を提示し、重い処罰を回避するために申立人が任意で選択して書いたものであるというのであれば、申立人が再び任意にその意思を翻し、本件辞退届は本意ではない、強化指定選手として扱われたいという意向を表明した以上、その意向を尊重すべきである。それにもかかわらず、一度出された本件辞退届に拘泥し、申立人の強化指定選手への復帰を一切取り合わない態度は、アスリートの権利利益を一顧だにしない、中央競技団体として著しく不合理な判断である。

(2) 被申立人の主張

i 規則に違反していないこと

申立人は実質的に本件回答書の送付が被申立人の制定した規則に違反している旨主張するが、被申立人のどの規則と実質的に違反しているのかを特定して理由とともに主張すべきである。被申立人が規則違反の内容を特定できないことこそが、本件回答書の送付が申立人の定める規則に違反していないことの証左である。そして、強化指定選手を辞退することを撤回した場合まで想定して規定を定める団体は皆無であって想定されないことは、他のスポーツ競技団体の例を見ても明らかである。以上からすれば、本件回答書の送付は被申立人の定める規則に違反しているとはいえない。

ii 本件決定に至る手続に瑕疵がないこと

本件決定とされる本件回答書の送付は、被申立人の認識を申立人に伝えているものにすぎないから、申立人の本件申入書時点の意思や本件面談時点の意思を確認する必要はないものである。仮に、本件回答書を不利益処分と考えるとしても、本件回答書はそれにより新たな処分を科すものではなく、既存の事実関係を確認するものにすぎない。実際に、申立人の選手活動そのものには何らの影響も与えていない点で、申立人に対する強化指定に関する不利益の程度は、会員資格に対する処分比して軽微なものといえる。したがって、被申立人が申立人に対して、選手活動そのものを制限するような懲戒処分を行う場合と同程度の手続保障が求められるものではない。

また、本件回答書の送付は、申立人が自らの辞退届により強化指定選手ではないという地位が確定された後に、これを撤回して、強化指定選手としての地位を求める申出に対してなされたものである。そのため、被申立人が本件回答書を送付することは、被申立人が申立人に与えられていた利益や地位を奪う場面ではなく、新たに利益や地位を付与する場面である。既に確定した申立人の地位を確認したものにすぎないから、弁明の機会といった手続の保障は不要である。

被申立人は、申立人自身については本件面談において本件辞退届の提出経緯については十分に意見を聴いている。その後、被申立人は、申立人から本件申入書に対して、本件回答書を送付した。申立人は、自らの意見を述べるために弁護士を選任し、弁護士名で本件申入書を送ってきたことから、被申立人も、本件回答書の作成にあたっては、外部弁護士を選任し、同弁護士による B 及び D に対して複数回にわたって面談や電話による本件面談の状況をヒアリングした上で、被申立人の認識を正確に伝えるべく本件回答書を作成し、これを送付した。その後も、弁護士間での書面のやりとりが継続しており、申立人から 2025 年 2 月 10 日付けご連絡（乙 13）での質問に対しても、被申立人から同月 13 日付け回答書（乙 14）で回答をしている。このように申立人は、弁護士を選任して意見を主張しており、弁明の機会は付与されていた。すなわち、申立人は本件回答書を受領する前に弁護士を通じて自らの主張を被申立人に伝えていた。また、審問期日での申立人の主張を前提

とすれば、録音データはこの時点で申立人代理人も把握していたといえるところ、そのような客観的な証拠をもって被申立人に対して意見を述べる機会は存在していた。それにもかかわらず、単に申立人側においてその機会を十分に行使しなかった。加えて、その後のやりとりをみても、被申立人は協議に応じているのであり、その過程で申立人は代理人を通じて継続して協議をすることもできたし、客観的証拠を提出することは容易であった。

以上からすれば、本件回答書の送付においては、申立人代理人弁護士が関与して、当事者間で必要なやり取りが行われているのであって、本件回答書の送付につき手続に瑕疵はない。

iii 本件決定が著しく不合理なものでないこと

B 及び D には、申立人に畏怖を生じさせようとする意思及び畏怖によって強化指定選手を辞退させようとする意思などない。両理事の各言動は申立人を畏怖させるものではなく申立人に畏怖は生じておらず、両理事の各言動に違法性がなく、本件辞退届の提出は両理事の強迫に基づくものではないから、本件決定は著しく不合理なものではない。

3 本案の主張（請求の趣旨 2 について）

(1) 申立人の主張

本件決定が取り消されれば、申立人は、2024 年度強化指定選手の地位に戻るため、被申立人は、申立人を 2024 年度強化指定選手として取り扱わなければならない。

(2) 被申立人の主張

争う。

第6 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 本案前の主張

(1) 本件決定の決定該当性について

規則第 2 条第 1 項は、スポーツ仲裁（規則による仲裁）の対象を、「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定（競技中になされる審判の決定は除く。）」に対する不服申立てに限定している。かかる「決定」の該当性は、競技団体の行為の形式・名称・手続によって判断されるべきではなく、その実質において判断されるべきで、その判断においては、競技者等の法的地位又は地位に実質的な影響を及ぼすものであるか否かという基準が用いられるべきであり（JSAA-AP-2022-014 等（JSAA-AP-2022-013、JSAA-AP-2022-004、JSAA-AP-2020-003、JSAA-AP-2019-007））、「決定」には、名宛人となる競技者等の地位に影響を与える競技団体又はその機関の意思表示をも含むものと解すべきである（JSAA-AP-2020-003 等（JSAA-AP-2019-007））。

申立人は、2024年10月20日に、B及びDに対して、本件辞退届を提出後、同年12月10日になって、被申立人に対し、本件申入書にて、Bからの強要によるものであること等を理由に、申立人の真意に基づくものではなく無効であり、申立人を強化指定選手として取り扱うよう申し入れている(甲5)。これに対し、被申立人は、2025年2月7日、本件回答書において、「当協会(注:被申立人)は、ご連絡書(注:本件申入書)を受けて、事実関係を確認いたしました。申立人が当協会宛てに提出した令和6年10月20日付け「強化指定辞退届」(以下「本件辞退届」といいます。)の有効性に疑義が生じる事実関係は認められません。したがって、当協会としては、引き続き本件辞退届を有効として取扱いますので、現時点において申立人を強化指定選手として取扱うことはできません。」と回答している(甲6)。このように、本件回答書は、申立人が、本件辞退届が無効であり強化指定選手として取り扱うよう求めていることに対して、本件辞退届を有効とし強化指定選手として取り扱うことができないと通知しているものであって、申立人の地位に実質的な影響を及ぼす被申立人の意思表示であるといえる。

被申立人は、本件回答書は、申立人による本件辞退届の撤回の要望に対して強化指定選手ではないとの被申立人の認識を伝えたもの(観念の通知)であり、意思表示とは異なる、申立人が強化指定選手ではないという地位は自ら提出した本件辞退届が受理された時点で確定しており、規則上の根拠のない撤回の申入れに対して行った本件回答書の送付は、申立人の地位に何らの影響も与えておらず、本件回答書の送付は申立人の地位に影響を与える意思表示ではない、と主張する。しかし、辞退という専ら申立人の任意の意思に基づく行為に関し、申立人自身から任意の意思に基づくものではないと申出があり、任意性に疑義があることが明らかになった以上、任意性の有無について判断しない限り、本件辞退届の有効性を判断することはできないはずであるから、本件回答書の送付が単なる観念の通知にすぎないということはず、本件辞退届の有効性に関する判断を行った結果を通知しているものというべきである。

この点、被申立人は、自ら強化指定を辞退して競技者としての地位に影響を与える行為を行っておきながら、これを撤回する旨を申し入れた場合に、競技団体による回答がすべて「処分」に該当するとの解釈は、あまりに競技団体に無理を強いる不合理なものである、競技者等からの地位に関わる問い合わせに対する競技団体の対応が「決定」に該当する可能性を踏まえて、規程類を整備するとともに、そのような問い合わせについては、事前の聴聞手続を実施し、理事会等の機関決定を行う必要がある、このような運用は、事務処理の迅速性が著しく失われ、競技団体によっては問い合わせを無視せざるを得なくなり、終局的には競技者等の利益を害すると主張する。

しかし、本件回答書発出の前提となった被申立人の本件決定を競技団体による「決定」に該当すると判断しても、被申立人が主張するように競技者等からの地位に関する

る問い合わせに対する競技団体の対応がすべて「決定」に該当するということにはならない。本件は、被申立人が実施した申立人に対する事情聴取の過程で、被申立人の理事から強化指定選手の辞退を提案され、その結果本件辞退届が提出されたという経緯が存在するのであり、その本件辞退届の提出が申立人の任意の意思に基づくものではないとの申出がなされ、本件辞退届の有効性に疑義が生じたという特別な事情が存在する場合であるから、何らの疑義も合理的理由もないあらゆる競技者等の地位に関わる問い合わせについて競技団体の対応が「決定」に該当するということにはならない。したがって、本件決定を競技団体による「決定」と解釈すると、競技団体に無理を強いることになり、また事務処理の迅速性も失われるとの批判はあたらない。

以上の次第で、本件回答書は、申立人の地位に実質的な影響を及ぼす被申立人の意思表示であり、本件回答書に先立つ本件決定は、規則第2条第1項にいう「決定」にあたる。

(2) 申立期限について

本件決定は遅くとも2025年2月7日になされ、本件仲裁申立ては、同年3月26日に申し立てられており、規則第13条第1項の1に規定する申立ての期限内である。その後、同年10月7日に申立の変更許可申請書が提出されている。

上記申立の変更許可申請書にかかる変更後の請求の趣旨は、変更前の請求の趣旨とその基礎となる事実が同一であり、本件決定があった時期を拡張するにすぎない。したがって、上記申立ての変更許可申請書は、本件仲裁申立てが規則第13条第1項の1に規定する申立ての期限内に申し立てられていることに何らの影響を及ぼさない。

よって、本件仲裁申立ては、申立て期限内の適法な申立てである。

(3) 申立ての利益について

スポーツ仲裁の目的は、スポーツ競技又は運営をめぐる紛争を迅速かつ実効的に解決することであり（規則第1条参照）、申立人において、仲裁によって具体的な権利保護を得ることが期待できるという申立ての利益が求められ、それが欠ける場合には申立ては却下されるべきである（JSAA-AP-2023-009）。

本件において、本件決定の取消しが認められた場合、申立人に2024年度強化指定選手の地位が戻る可能性が生じることになると考える。なぜならば、本件決定は、申立人の本件辞退届が無効であるとの主張を排斥したものにすぎないため、本件決定の取消しが認められたとしても、ただちに本件辞退届の無効が確定するものではなく、強化指定選手の地位が復活するものではない。しかし、本件決定の取消しによって、本件辞退届に疑義がある状態に戻るため、申立人が強化指定選手の地位に戻る可能性は生じることになる。

これについて、以上を前提に、2024年度強化指定選手の地位が戻る可能性が生じ

るとしても、2024年度強化指定選手の地位は2025年10月19日までであり、現時点では2024年度強化指定選手の地位は失われていると指摘することができる。しかし、本件決定が取り消され、申立人に2024年度強化指定選手の地位が戻る可能性が生じ、これを踏まえた被申立人による調査の結果、本件辞退届の有効性に疑義が生じれば、申立人に2024年度強化指定選手の地位が戻る事となる。そうだとすれば、申立人は、2024年7月1日から2025年10月19日まで2024年度強化指定選手の地位にあったこととなり、本件決定によって2025年2月7日から同年10月19日までに申立人が2024年度強化指定選手であった間に得られたはずの利益が失われていたことになる（逸失利益）。

強化指定選手の地位を有する者は、被申立人が実施する国内合宿に参加することができ、国内合宿に参加すると、射撃の練習時に、被申立人のナショナルコーチの指導を無償で受けることができる。また、被申立人から、合宿場所までの交通費及び宿泊費等の合宿費用の負担並びに合宿で使用する銃弾の提供を受けられる（被申立人主張書面（2）2頁）。

しかし、本件決定を受けたことによって、申立人は、2025年3月5日～7日に行われた強化合宿に参加することができなかった。また、大会直前に強化合宿が開催されるという前年の例によれば、2025年3月以降、同年10月までに2、3回程度の強化合宿の開催が見込まれており、申立人はこれらの強化合宿に参加することができなかった。したがって、2025年3月以降同年10月までに2、3回程度開催予定の強化合宿に参加できないことによって、申立人は、被申立人のナショナルコーチの指導を無償で受けることができず、また、被申立人から、合宿場所までの交通費及び宿泊費等の合宿費用の負担並びに合宿で使用する銃弾の提供を受けることができなかった。この点、申立人は、強化指定選手であった当時、ナショナルヘッドコーチとの面談において、射撃の練習においては被申立人のナショナルコーチによる指導はしないで欲しい旨を明確に述べており、そのため、申立人は国内合宿に参加した際も、射撃練習時にナショナルコーチから指導を受けたことはない（被申立人主張書面（2）3頁）。したがって、上記の申立人がナショナルコーチの指導を無償で受けられないという不利益は、申立人の逸失利益に含まれないと解せられる。他方で、申立人が強化選手であったのならば受けられた、合宿場所までの交通費及び宿泊費等の合宿費用の負担並びに合宿で使用する銃弾の提供を受けることができなかったという不利益は、損害賠償として請求可能であると考えられ、申立人の逸失利益に含まれる。

以上の次第で、本件決定の取消しが認められた場合、申立人に2024年度強化指定選手の地位に戻る可能性があるが生じ、それを踏まえた被申立人の調査次第で、2024年度強化指定選手に戻る事になれば、本件決定から2025年10月19日までに行われた被申立人の国内合宿に参加できなかったことによる逸失利益があり、申立人には、仲裁によって具体的な権利保護を得ることが期待できるという申立て

の利益がある。

2 本案の主張（請求の趣旨1について）

(1) 判断基準について

本件のように国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、スポーツ仲裁機構における過去の仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との判断基準が示されている。本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えることから、本件においては、上記判断基準に基づき判断する。

(2) 決定に至る手続に瑕疵があるかについて

本件決定は、申立人が本件辞退届を提出したのは、Bからの強要によるものであること等を理由に本件辞任届が申立人の真意に基づくものではなく無効であり、申立人を強化指定選手として取り扱うよう申し入れた本件申入書に対し、本件辞任届が有効であり、申立人を強化指定選手として取扱うことはできないとするものである。これについて、被申立人、B及びDによる申立人への辞退届に向けた説得行為が、強要と認定できるまでの水準に達していたか否かはともかく、前記第3・3(1)ないし(6)記載のとおり、本件辞退届は、被申立人からの働きかけによって提出されたものといえる。加えて、本件申入書では、本件辞退届が提出された経緯について「強化指定選手の候補者の推薦や指導を担当し、その練習環境等について事実上の決定権限を持つBから、強く提出を求められたこと、また、その提出の際には、利益誘導として、仮に『強化指定辞退届』を提出しなかった場合には、通知人（注：申立人）が過去に行った行為を理事会に通知し、場合によっては協会からの除名処分の対象になりうることを告げ、机をたたくなどして強要したもので、通知人の真意に基づくものではなく、無効です。」とBの行為が問題である点を明示している（甲5）。

このような本件申入書を受領した被申立人としては、被申立人理事による選手に対するハラスメント行為を疑うべきであり、また、本件辞退届が有効で申立人を強化指定選手として取り扱わないとする決定をするに当たっては、申立人の競技者としての地位に対する不利益処分となることに鑑み、公正かつ中立な立場での十分な調査により事実確認をするという適正手続を経ることが必要である。具体的には、本件辞退届が提出された経緯について、本件面談に参加していた申立人、B及びDに対して、事実確認の十分な調査を行う必要がある。

しかるに、被申立人は、B 及び D に対して複数回にわたって面談や電話による本件面談の状況をヒアリングしてはいるものの、申立人自身については本件面談において本件辞退届の提出経緯については十分に意見を聴いているとして、本件申入書受領以降、本件決定までの間、申立人に対して、本件辞退届が真意に基づくものかという点や、本件面談の様子を聴く機会は一度も設けていない。前記第 3・3 (8) 記載のアスリート委員長の F によるヒアリングは行われていたが、申立人の代理人弁護士が本件申入書を提出した 2024 年 12 月 10 日より前に行われたものであり、申立人の主張を踏まえて実施されたヒアリングとはいえない。むしろ、前記 F によるヒアリングによって、本件辞退届が申立人の真意に基づくものか否かについて疑義が生じていることについては被申立人においても認識できていたはずであるにもかかわらず、それ以上の申立人及び代理人弁護士からの事情聴取も行わなかったことは、本件決定に至る手続に瑕疵があると評価せざるを得ない。

この点、被申立人は、申立人は本件回答書を受領する前に弁護士を通じて自らの主張を被申立人に伝えており、弁護士を通じて被申立人に対して意見を述べる機会は存在していたにもかかわらず、申立人側においてその機会を十分に行使しなかったのであって、弁明の機会は付与されていた旨述べる。しかし、被申立人において、申立人（代理人）に対し、本件面談の詳細を尋ねようと何らかの通知や連絡をしたのであれば格別、そうでない場合に、被申立人に対して意見を述べる機会が存在していたのにこれを行使しなかったとして、被申立人は本件辞退届が提出された経緯について十分な調査を行ったと評価することはできない。

以上のとおり、本件決定に当たって、被申立人は、本件辞退届が提出された経緯について公正かつ中立な立場での十分な調査により事実確認をするという適正手続を経ることが必要であるところ、申立人への事実確認を実施していない。

したがって、本件決定には決定に至る手続に瑕疵があり、本件決定は取り消されなければならない。

- (3) なお、本件決定が上記の理由で取り消される以上、決定が規則違反であること、決定が著しく不合理であることの点については、本件仲裁パネルが判断するまでもない。

3 本案の主張（請求の趣旨 2 について）

前記 1(3)のとおりに、本件決定は、申立人の本件辞退届が無効であるとの主張を排斥したものにすぎないため、本件決定の取消しが認められたとしても、ただちに本件辞退届の無効が確定するものではなく、強化指定選手の地位が復活するものではない。したがって、申立人を 2024 年度強化指定選手として取り扱うべきか否かは、本件辞退届の有効性について判断する必要がある。

しかし、本件辞退届は、申立人が作成して提出したものであり、被申立人が行った決定ではない。この点、スポーツ仲裁規則第 2 条第 1 項は、「この規則は、スポーツ競技

又はその運営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定について、その決定に不服がある競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。」と定められており、対象は競技団体の行った決定であるから、申立人が提出した本件辞退届の有効性はスポーツ仲裁規則の対象外であり、本件スポーツ仲裁パネルの管轄外である。

したがって、申立人の請求の趣旨2は却下を免れない。

第7 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2025年12月26日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 須網 隆夫

仲裁人 安藤 尚徳

仲裁人 川添 丈

仲裁地：東京

仲裁手続の経過

1. 2025年3月26日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「委任状」「証拠説明書」及び書証（甲1～10の2）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同年4月1日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同月3日、申立人は、機構に対し、「仮の措置等の申立書」を提出し、仲裁人を選定する旨の連絡をした。
4. 同月15日、被申立人は、機構に対し、「委任状」及び「仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、申立人による仲裁人選定の連絡及び被申立人が提出した「仲裁人選定通知書」に基づき、機構は、申立人側仲裁人として安藤尚徳を、被申立人側仲裁人として川添丈を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、安藤尚徳は、仲裁人就任を承諾した。
5. 同月16日、川添丈は、仲裁人就任を承諾した。
同日、機構は、安藤仲裁人及び川添仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
6. 同月17日、安藤仲裁人及び川添仲裁人は、機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、須網隆夫を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
7. 同月22日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「証拠説明書」及び書証（乙1～5）を提出した。
8. 同月23日、須網隆夫は、第三仲裁人就任を承諾し、須網隆夫を仲裁人長とし、安藤尚徳及び川添丈を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、仮の措置の申立てに対する意見聴取の期限について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
9. 同月30日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（1）」を提出した。
10. 同年5月1日、本件スポーツ仲裁パネルは、仮の措置の申立てに関する釈明事項について、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
11. 同年5月2日、本件スポーツ仲裁パネルは、本案に関する釈明事項について、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
12. 同月8日、機構は、仲裁専門事務員として島村洋介を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。

- 同日、島村洋介は、仲裁専門事務員就任を承諾した。(当事者への通知は翌9日。)
13. 同月9日、被申立人は、機構に対し、「主張書面(2)」「証拠説明書(2)」及び書証(乙6)を提出した。
同日、申立人は、機構に対し、「申立人第1主張書面」「証拠説明書」及び書証(甲11~15)を提出した。
 14. 同月14日、本件スポーツ仲裁パネルは、進行協議期日の開催について、「スポーツ仲裁パネル決定(4)」を行った。
 15. 同月20日、被申立人は、機構に対し、「主張書面(3)」を提出した。
 16. 同月23日、被申立人は、機構に対し、「主張書面(4)」「証拠説明書(3)」及び書証(乙7,8)を提出した。
 17. 同月26日、申立人は、機構に対し、「申立人第2主張書面」「証拠説明書(2)」及び書証(甲16,17)を提出した。
 18. 同年6月2日、Japan Sport Olympic Square 会議室にて、本件スポーツ仲裁パネル、申立人、被申立人との間で進行協議が開催された。
 19. 同月3日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件に関する釈明事項について、「スポーツ仲裁パネル決定(5)」を行った。
 20. 同月13日、申立人は、機構に対し、「申立人第3主張書面」「証拠説明書(3)」及び書証(甲18の1~20の2)を提出した。
 21. 同月27日、被申立人は、機構に対し、「主張書面(5)」「証拠説明書(4)」及び書証(乙9~12)を提出した。
 22. 同年7月2日、本件スポーツ仲裁パネルは、仮の措置の申立てに対する決定に関する意見について、「スポーツ仲裁パネル決定(6)」を行った。
 23. 同月4日、被申立人は、機構に対し、「意見書」を提出した。
 24. 同月10日、本件スポーツ仲裁パネルは、仮の処置の申立てに対する決定の準備について、「スポーツ仲裁パネル決定(7)」を行った。
 25. 同月30日、被申立人代理人北村直之は、機構に対し、「辞任届」を提出した。
 26. 同年8月4日、本件スポーツ仲裁パネルは、仮の措置の申立てに対する決定をおこなった。
 27. 同9月10日、本件スポーツ仲裁パネルは、本案の審問の開催及び補充の主張立証について、「スポーツ仲裁パネル決定(8)」を行った。
 28. 同月19日、本件スポーツ仲裁パネルは、本案の審問の日時・場所、出席者、予定する証人について、「スポーツ仲裁パネル決定(8)」を行った。
 29. 同月26日、申立人は、機構に対し、「証拠申出書」「陳述書」を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、「証人尋問申請書」を提出した。
 30. 同月29日、本件スポーツ仲裁パネルは、証人の採否について、「スポーツ仲裁パネル決定(10)」を行った。

31. 同月 30 日、仲裁審問東京施設にて審問が開催され、申立人本人に対する本人尋問が行われた。
32. 同年 10 月 1 日、第一東京弁護士会講堂にて審問が開催され、証人 B 及び証人 D に対する証人尋問が行われた。
33. 同月 2 日、本件スポーツ仲裁パネルは、補充の主張立証、申立ての変更、及び本件審理の進行について、「スポーツ仲裁パネル決定 (11)」を行った。
34. 同月 7 日、申立人は、機構に対し、「申立人第 4 主張書面」「申立の変更許可申請書」を提出した。
35. 同月 9 日、被申立人は、機構に対し、「意見書 (2)」を提出した。
36. 同月 10 日、申立人は、機構に対し、「上申書」を提出した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件申立変更及びスポーツ仲裁パネル決定 (11) 第 2 項の変更について、「スポーツ仲裁パネル決定 (12)」を行った。
37. 同月 21 日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問の開催及び本件審理の進行について、「スポーツ仲裁パネル決定 (13)」を行った。
38. 同月 31 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面 (6)」「証人尋問申請書 (2)」「証拠説明書 (5)」及び書証 (乙 13~17) を提出した。
39. 同年 11 月 20 日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問の日時・場所、出席者、証人の採否、補充の主張立証について、「スポーツ仲裁パネル決定 (14)」を行った。
40. 同月 28 日、申立人は、機構に対し、「申立人第 5 準備書面」「証拠説明書 (4)」及び書証 (甲 21~24) を提出した。
41. 同年 12 月 3 日、被申立人は、機構に対し、「証拠説明書 (6)」及び書証 (乙 18) を提出した。
同日、仲裁審問東京施設にて審問が開催され、証人 G に対する証人尋問が行われた。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対しては同月 5 日までに、申立人に対しては同月 10 日までに補充の主張立証を提出することを求めるとともに、同月 10 日の経過を以て審理を終結する旨を通知した。
42. 同年 12 月 5 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面 (7)」「証拠説明書 (7)」及び書証 (乙 19~20) を提出した。
43. 同年 10 日、申立人は、機構に対し、「申立人第 6 主張書面」を提出した。
同年同日の経過をもって、本件に対する審理は終結した。

以 上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 竹下 啓介
（公印省略）